

令和5年度 指定障害福祉サービス等 指定障害児通所支援 事業者集団指導

(児童通所支援における安全計画の策定及び
送迎用自動車の安全装置装備の義務化)

令和6年3月

長崎市福祉部障害福祉課 総務企画係

1. 安全計画の策定の義務化

【安全計画とは】

事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他事業所における安全に関する事項についての計画

【義務化内容】

- ①事業所ごとに安全計画の策定、当該計画に従い必要な措置を講じる
- ②従業者へ安全計画について周知、定期的な研修・訓練の実施
- ③保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知
- ④安全計画の定期的な見直しと必要に応じた変更

※令和5年4月1日から義務化（令和6年3月31日で経過措置終了）

【対象】 児童発達支援、放課後等デイサービス、
居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援

2. 送迎用自動車の安全装置装備の義務化

【義務化内容】

①乗降車の際に点呼等の方法により児童の所在を確認

児童の送迎や事業所外での活動等の児童の移動のために自動車を運行する場合、児童の自動車への乗車および降車の際に、点呼等の方法により児童の所在確認をすること。

②送迎用自動車への安全装置の装備及び装置を用いた降車時の確認

送迎用の自動車を運行する場合は、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止するための装置を備え、当該装置を用いて、降車時の①の所在確認をすること。

※義務付けの対象となる自動車…座席が3列以上の自動車

※令和5年4月1日から義務化

(②については令和6年3月31日で経過措置終了)

【対象】

- ①児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援
- ②児童発達支援、放課後等デイサービス